

議案第 29 号

市川市都市公園条例の一部改正について

市川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市都市公園条例の一部を改正する条例

市川市都市公園条例（昭和 62 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び別表国府台公園の項中「野球場」を「国府台スタジアム」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

理 由

国府台公園の野球場の整備に伴い、その名称を国府台スタジアムに改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。